

会社名 株式会社 旅籠屋 本社所在都道府県 東京都
代表者 代表取締役社長 吉井 慎也
問い合わせ先 責任者役職名 取締役 土谷 裕一 TEL (03) 3847-8858

1. 2024年6月期（2023年7月1日～2024年6月30日）

- (注) 1. 本決算短信の数値は、未監査です。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
2024年6月期	2,431百万円(4.3%)	249百万円(27.3%)	216百万円(27.7%)	203百万円(2.0%)
2023年6月期	2,330百万円(34.3%)	195百万円(-)	169百万円(-)	200百万円(-)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 経常利益率
2024年6月期	36,499円91銭	-円-銭	-	9.7%	8.9%
2023年6月期	35,800円48銭	-円-銭	-	7.7%	7.3%

- (注) 1. 期中平均株式数 2024年6月期 5,589株 2023年6月期 5,589株
2. 売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
2024年6月期	2,189百万円	△92百万円	△4.2%	△16,589円13銭
2023年6月期	2,265百万円	△296百万円	△13.1%	△53,089円04銭

- (注) 1. 期末発行済株式数（自己株式を含む） 2024年6月期 6,245株 2023年6月期 6,245株
期末自己株式数 2024年6月期 656株 2023年6月期 656株
・借入金のうち150,000千円は日本政策金融公庫から、300,000千円は商工組合中央金庫から、300,000千円は日本政策投資銀行からのそれぞれ資本性借入金であり、金融検査上資本と見なされます。

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
2024年6月期	172百万円	3百万円	△206百万円	783百万円
2023年6月期	274百万円	△1百万円	△55百万円	814百万円

2. 2025年6月期の業績予想（2024年7月1日～2025年6月30日）

	売上高	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金(円)
通期	2,470百万円	204百万円	119百万円	-

役員退職慰労金、係争の和解金等により一時的に当期純利益は減少見込み

3. 配当状況

	1株当たり配当金(円)	配当金 総額(千円)	配当性向(%)	純資産 配当率(%)
2023年6月期	-	-	-	-
2024年6月期(予定)	-	-	-	-
2025年6月期(予想)	-	-	-	-

当社の利益配分につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続を重視するとともに、財務体質の強化を図りつつ、毎期の業績等を勘案しながら、当期純利益の10%程度を配当の目安とさせていただいております。ただし、業績は回復したものの、配当可能利益を確保できていないため、配当金予想は不明としております。

4. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方およびその施策の実施状況

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映し株主から信頼される経営を目指しております。
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
当社の取締役は2024年6月末現在3名で構成し、会社法で定められた取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次監督しております。また、情報開示体制については、顧問税理士法人等の指導を随時受けながら、経営情報の迅速な開示を目的として、株主及び投資家に対して決算データ等の情報開示に努めております。

5. 反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応しております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力排除に向け社員に対する啓蒙活動を強化するとともに、一切の利益供与の禁止を宣言し、不当請求などの事実ごとに関係部署と協議をするなど社内の連絡体制を整備しております。

以上